

先進諸国の電気計器に関する型式承認機関及び基準器検査機関

平成17年11月4日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力市場整備課

国 名	機 関		
	型式承認		基準器検査機関
	型式承認機関	試験を外部機関に委託	
アメリカ	計量制度は州の裁量に委ねられているため、型式承認の実施体制は州により異なる。	—	NIST (National Institute of Standards and Technology: 国立標準技術研究所)
イギリス	OFGEM (Office of Gas and Electricity Markets: ガス・電力市場監督局)	○	NPL (National Physical Laboratory: 国立物理研究所)
ドイツ	PTB (Physikalisch-Technische Bundesanstalt: ドイツ物理工学研究所)	—	PTB (Physikalisch-Technische Bundesanstalt: ドイツ物理工学研究所)
フランス	LNE (Laboratoire National d'Essais: フランス国立研究所)	—	LNE (Laboratoire National d'Essais: フランス国立研究所)
カナダ	MC (Measurement Canada: カナダ計量局)	—	MC (Measurement Canada: カナダ計量局)

※イギリスでは、型式承認機関が試験設備を保有していないため、型式承認の際に必要な試験を外部機関に委託しているものの、承認行為は、型式承認機関が実施している。その他の国は、型式承認機関が試験を実施、または外部機関が実施した試験データを受入れ、型式承認機関が承認を行っている。なお、我が国でも、計量法第76条第3項により、指定検定機関による試験データを提出することで、日本電気計器検定所による試験を省略することができる。

※これらの国においては、民間の複数の機関に競争入札の形態において、包括請負か包括委託により検査行為を行わせている事例は、確認されていない。